

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月9日提出
【発行者名】	B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榊原 正章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	只野 和登
【電話番号】	03（6756）4600
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項につきまして、2025年10月14日に予定していた信託終了（繰上償還）に係る書面決議において否決されたことに伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**（7）【申込期間】****<訂正前>**

2025年8月20日から2026年2月17日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

下記「（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」に記載する2025年9月19日の書面決議において、繰上償還が可決された場合、購入の申込期間は2025年10月8日までとなります。

<訂正後>

2025年8月20日から2026年2月17日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（12）【その他】**<訂正前>**

（省略）

（省略）

（省略）

信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

当ファンドは、2008年2月29日の設定以来、運用の基本方針に基づき信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、2025年6月30日現在の純資産総額は、約1.5億円と信託約款に定める信託終了（以下「繰上償還」といいます。）の基準となる10億円を大幅に下回る状態が続いており、純資産総額の大幅な増加も見込み難い状況であることから、信託を終了し、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

繰上償還にかかる書面決議の手続きおよび日程

a．受益者の確定日	2025年 8月21日
b．書面による議決権の行使期限	2025年 9月18日まで
c．書面決議の日 （繰上償還の可否が決定される日）	2025年 9月19日
d．繰上償還予定日	2025年10月14日

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、2025年10月14日をもって繰上償還いたします。なお、解約のお申込みは2025年10月8日までとなります。

また、上記の議決権口数による賛成が得られず否決された場合は、繰上償還をいたしません。

書面による議決権の行使は、2025年8月21日時点の受益者（2025年8月19日までに購入のお申込みをされた方）を対象としております。2025年8月20日以降に購入のお申込みをされ取得された受益権につきましては、上記の書面決議における議決権はございません。

お申込みに際しては、上記につきご留意いただきますようお願い申し上げます。

<訂正後>

（省略）

（省略）

（省略）

第二部【ファンド情報】**第2【管理及び運営】****3【資産管理等の概要】****（3）【信託期間】****<訂正前>**

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「（5）その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

「第一部 証券情報（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」に記載する2025年9月19日の書面決議において、繰上償還が可決された場合、信託期間は2025年10月14日までとなります。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「（5）その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。